

作成年月日	平成25年12月24日
作成部局	健康福祉部社会福祉局 高齢社会課

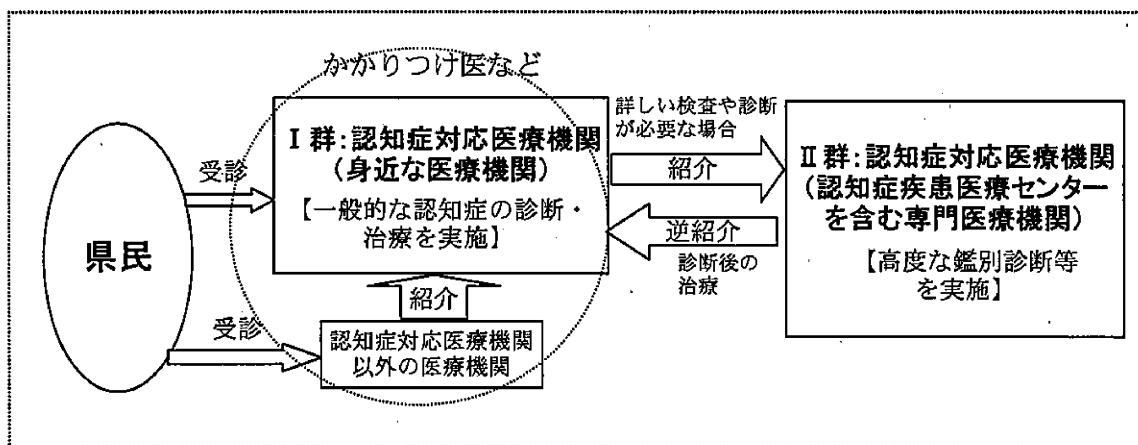
## 認知症医療体制の整備

県内には、認知症疾患医療センターが11か所設置されていますが、予約待ちが長期間であったり、遠方からの受診も多いなどの課題がありました。

そこで、身近な場所で気軽に認知症の相談や治療が受けられる医療機関を「認知症対応医療機関」として登録することにより、どの医療機関を受診しても、症状に併せて認知症の医療が受けられる体制を整備します(来年1月からのスタートとなります)。

### 1 認知症対応医療機関の役割と機能について

- ・認知症対応医療機関は、かかりつけ医などの身近な医療機関（I群）と認知症疾患医療センターを含む専門医療機関（II群）があります。
- ・専門医療機関（II群）は、原則、身近な医療機関からの紹介により受診する医療機関です。



### ■認知症対応医療機関数（平成25年12月現在）

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
I群	181	173	130	60	58	99	87	54	25	63	930
II群	13	7	4	5	5	4	2	2	1	2	45
計	194	180	134	65	63	103	89	56	26	65	975

※ I群のかかりつけ医などの身近な医療機関は、認知症の相談・診療が可能な医師や専門医がいること等が登録要件です。

※ II群の専門医療機関は専門医などの配置に加え、脳血流検査(SPECT)等の医療機器を使っての高度な鑑別診断が可能なことが登録要件です。

## 2 認知症対応医療機関への受診について

まず、身近な、「かかりつけ医」にご相談下さい。

- ・「かかりつけ医」のいない方は、お近くの医療機関に問い合わせて、ご相談下さい。
- ・「かかりつけ医」が認知症対応医療機関でない場合は、該当する医療機関が紹介されます。

区分	相談・診断・治療の内容
I群 「かかりつけ医」など、身近な医療機関	<p>「かかりつけ医」などでは、相談や、認知機能・心理検査、診断、治療のいずれか、又はすべてを行います。</p> <p>ご相談、診察の後、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・詳しい検査や診断のために、他の専門医療機関を紹介する場合があります。</li><li>・専門医療機関と協力して、治療を行います。</li><li>・患者さんの希望や事情により、他の医療機関で治療を続ける場合もあります。</li></ul>
II群 専門医療機関	<p>「かかりつけ医」などの紹介により、診察を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・診察を受けるためには「かかりつけ医」などの紹介状が必要です。</li><li>・「かかりつけ医」などで実施できない、詳しい臨床検査や画像診断等を行います。</li><li>・診断が確定した後は、「かかりつけ医」などの医療機関と連絡を取りながら、治療を続けます。患者さんの希望や、他の事情により、他の医療機関で治療を続ける場合もあります。</li></ul>

〈問い合わせ先〉 健康福祉部社会福祉局高齢社会課高年保健福祉係 TEL078-362-3188